

新しい人権問題への対応



研究センター理事長
学校法人同志社総長

大谷 實

医療や交通機関、コンピュータといった科学文明の飛躍的な進歩によりまして、社会環境は大きく変わってまいりました。加えて、国内外のグローバル化に伴い、人権問題は、多様化、複雑化しつつあります。医療における人権、障害者の人権、性同一性障害を含む性的少数者の人権といったように、新しい人権問題が社会の注目を浴びているゆえんです。そこで、今回は、新しい人権問題について考えることにします。

新しい人権問題に対応する場合、何よりもまず、日本国憲法（以下「憲法」と略します）における人権規定を前提にする必要があります。もちろん、人権の国際化は

無視できないものがあり、世界人権宣言（1948）や国際人権規約といった条約を踏まえることも大切です。しかし、人権の保障として効力を持つのは、最高法規としての憲法なので、憲法自体が定めている人権規定をはっきりさせておかなければなりません。

憲法が定めている人権規定を概観してみますと、大別して、平等権、自由権、参政権、社会権の四つに分けることができます。そして、それらの基本的な人権は、例えば、法の下での平等を定める憲法14条のように、それぞれ明文で詳細に規定されているのですが、問題は、環境権や医療における人権のように、その人権を保障する憲法上の明文の規定がない場合、どのように取扱えばよいかわかりません。裁判所や法学者は、当初、憲法に規定されていない基本的な人権はあり得ないので、新しい人権問題を検討する意味はないと考えたようです。しかし、社会の変革に伴い、新しい人権問題が生まれてくるに従い、近年では、憲法13条を根拠にして、新しい人権の存在を憲法上認める考え方が大勢を占めるようになってきました。

憲法13条をみますと、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の

国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されています。

「個人として尊重される」という規定は、個人主義の原理を表明したものとされています。そして、個人主義とは、人間社会における価値の根源は個人にあり、何にも勝って個人を大切にしようとする原理をいいます。この個人主義は、一方において、他人を犠牲にして自分の利益を図ろうとする利己主義に反対します。また、他方において、国や社会のためといった全体のために個人を犠牲にする全体主義を否定します。

「何にも勝って個人を大切にする」ためには、人間の根源的な欲求である幸福の追求を最大限尊重する必要があります。「およそ生きとし生けるものは、すべて幸福を求めて生きる」のでありますし、「哲学的見地からは、あるいは勝手に反対することもできようが、しかし、人が意識に目覚めた最初の間からその終わりに至るまで、最も熱心に追求して止まないものは、実にただ幸福の感情」(カール・ヒルティ)だからであります。

この個人主義から、人権主義、民主主義、平和主義の原則が生まれ、現在の日本国憲法が作られたのですが、特に人権については「幸福追求に対する国民の権利」の観点から、様々な人権規定が設けられている次第です。

しかし、社会の変革に伴って、既存の人権規定では個人の利益を守ることができず、幸福追求に支障をきたすような場合、そのまま放置しておいてよいものでしょうか。新しい人権問題が論じられるゆえんです。

新しい人権問題を考えるうえで大切なのは、憲法上でこれまではっきりと人権とは認められていないものについても、人間が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠と考えられる利益は、幸福追求権に基づく人権として保障し、その侵害に対しては救済すべきだということです。最高裁判所は、プライバシーの権利を認めるなど、人権の幅を広げて来ているようですが、一人ひとりが幸福を求めて生きるのに相応しいものであれば、新しい人権として、司法のみならず立法、行政においても積極的に容認すべきだと思えます。犯罪被害者等基本法で被害者の人権を正面から容認し、また、文部科学省が、同性愛者など幅広い性的少数者への対応を打ち出したのは、時宜にかなったものと思えます。

もっとも、先に示した「人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」を基準としてよいか、また、人権のインフレ化を招くことにならないかといった意見もあります。次回に、改めて考察することにします。